

里親ガイドブック



令和7年(2025年)4月

養育家庭支援センター きらきら

県南里親支援センター ゆうり

熊本市里親支援センター アグリ

熊本県・熊本市

はじめに

児童相談所から里親さんに養育をお願いするこどもは、一人ひとりが大切な存在ですが、一人として同じ育ちのこどもはいません。その養育にあたる里親さんは、こどもと毎日生活する中で、言葉では言い尽くせない苦楽をともにされていると思います。

この冊子は、里親として認定、登録された里親さんにこどもの養育をお願いするにあたり、養育に必要な手続等をご理解いただくことで、こどもが健やかに成長するための一助となるように作成いたしました。

里親さんとこどもの生活における羅針盤となるように情報を網羅しておりますので、是非ご一読いただき、お役に立てていただきますよう心より願っております。

もくじ

1	里親の登録	
(1)	里親の登録	1
(2)	登録事項の変更	1
(3)	登録の消除	1
2	こどもの委託を受けるまで	
(1)	児童相談所からの連絡を待つ間	2
(2)	里親の現状把握	2
3	こどもの委託	
(1)	こどもが委託されるまでの流れ	3
4	こどもの委託を受けたら	
(1)	家庭にこどもが来ます	4
(2)	里親委託時の書類	5
(3)	養育計画と定期訪問等	6
(4)	里親ができること、できないこと	6
(5)	こどものけがや病気、事故等	7
(6)	レスパイト・ケアの利用	8
5	養育期間中の経費	
(1)	里親委託費	9
(2)	確定申告	9
(3)	扶養控除	9
6	特別養子縁組の手続き	
(1)	特別養子縁組を進めるために	10
(2)	特別養子縁組が成立したら	10
7	委託解除と措置延長	
(1)	委託解除等	12
(2)	こどもの自立支援	12
8	被措置児童虐待	13
9	関係機関	14

1 里親の登録

(1) 里親の登録

① 登録

里親の認定後、県(熊本市)の里親名簿に登録されます。名簿の登録の有効期間は、養育・養子縁組里親ともに5年間です。

② 登録の更新

養育・養子縁組里親の登録を継続するには、5年ごとの『更新』が必要です。登録の更新をする場合は、登録期間満了日の年度末までに必ず「里親更新研修」を受講しなければなりません。指定された研修を受講されない場合は、登録が削除されます。

③ 登録証

里親とその委託児童の関係性を明らかにしなければならない場面において、里親が円滑に対応できるよう、住所・氏名・登録年月日・里親種別・有効期限を記載した登録証を県(熊本市)が発行します。

※登録証は公的な身分証明書としては使用できません。

(2) 登録事項の変更

里親登録をした時から、住所や家族構成、その他の変更があった場合は、速やかに里親支援センター又は児童相談所へ報告してください。

① 住所の変更

・住所の変更届出

必要書類・・・住民票、自宅の間取りがわかる書類

・家庭訪問

届け出受理後、児童相談所担当者、里親支援センター職員及び里親支援専門相談員が訪問を実施。

② 家族構成の変更

・家族構成の変更届出

必要書類・・・住民票

・家庭訪問

届け出受理後、児童相談所担当者、里親支援センター職員及び里親支援専門相談員が訪問を実施。

③ その他の登録事項の変更

変更の内容によって、必要書類等が異なりますので、まずは、変更内容を里親支援センター又は児童相談所へ報告してください。

(3) 登録の削除

里親名簿に登録後、里父母の状況や生活状況に変化があり、認定基準を満たさなくなった場合や県外へ転居する場合は、速やかに児童相談所に連絡の上、「里親辞退届」を提出してください。里親登録は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市ごとの登録となりますので、転居された地域での登録を希望される場合は、里親登録していた旨の資料の提出が必要になる場合があります。

2 こどもの委託を受けるまで

(1) 児童相談所からの連絡を待つ間

里親名簿に登録されたとしても、児童相談所又は里親支援センターからすぐにこどもの委託に関する連絡や紹介があるとは限りません。場合によっては、委託のないまま登録の更新を迎えてしまうこともあります。

こどもを迎える前の準備として、家族はもちろん、親族の理解も得ながら、こどもを温かく迎え入れる環境作りをします。また、こどもの打診から委託までは急な休みが必要になることもあるため、会社等に勤務されている方は、職場への説明を行うなど理解を得ておくことも大切です。地域で利用できるサービスを調べておくこともよいでしょう。

※里親支援センターでも、様々な研修やサロンを企画し、里親の皆さまへお知らせしています。

なお、児童相談所が緊急一時保護児童の一時的な預かり(数日から1か月程度)を直接打診する場合があります。その場合は児童の情報が十分ではないことから養育への不安もあるとは思いますが、児童福祉の現状と要保護児童を知る貴重な機会となりますので、家庭の状況などを踏まえ、出来る限りご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 里親の現況報告

すべての里親は、年度初めに「里親現況報告」を提出する必要があります。児童相談所から記入用紙が送られてきますので、住所、連絡先、同居者、委託についての希望等を記入し、児童相談所まで返送をお願いします。

この報告書は、里親支援センターに共有した上で、里親支援センター職員が家庭訪問を行い、ご家庭の現状を把握します。こどもの委託先を考える際に、里親を検討する際の情報として活用します。

3 こどもの委託

(1) こどもが委託されるまでの流れ

① 委託候補里親の選定

児童相談所からの依頼により、要保護児童の状況を十分に考慮の上、里親支援センターが委託候補里親の検討、児童相談所への情報提供を行い、児童相談所が委託候補里親を選定します。

② 打診・交流

選定後、候補里親へこどもの説明、委託打診を行い、面会を実施。その後、里親とこどもの意思確認を行い、面会交流(マッチング)を行っていきます。

③ こどもの委託

児童相談所は、面会交流の進捗状況を確認しながら、委託可能と判断したときは、こどもを里親に委託します。

なお、児童相談所がこどもを里親に委託することや、児童福祉施設に入所させることなどを「措置」といい、こどもを委託する際には、児童相談所から「措置決定通知書」(「里親委託証明書」)が交付されます。この通知書は、こどもを里親に委託したことを正式に証明するものになりますので、大切に保管をしておいてください。

4 こどもの委託を受けたら

(1) 家庭にこどもが来ます

児童相談所が里親委託を正式に決定すると、一時保護所や施設等からこどもを家庭に迎え入れ、養育することになります。こどもが里親家庭の一員となり、新しい生活を始めるために、里親が行う手続きは、次のとおりです。

① 住民票の異動手続き等

里親の居住する市区町村窓口で転入手続きをします。その際、児童相談所や里親支援センター職員、里親支援専門相談員が同行し、サポートします。

住民票の異動	里親と同じ世帯に入的手続きを行います。 ※必要に応じて支援措置(住民票開示制限の手続き)も行います。
児童手当の申請	里親の口座に振り込み先を変更する手続きを行います。 ※障がいのあるこどもは、特別児童扶養手当の支給対象になる場合がありますので、市区町村に相談してください。
予防接種歴等の確認	保健センターなどで予防接種歴等の確認を行います。 ※市区町村によって窓口が変わる場合もあります。

② 保育所、小・中学校等の手続き

保育所等の申込み	里親が市区町村窓口に申し込みます。委託前に希望の保育所等の見学や、市区町村窓口への入園手続きの問い合わせを行ってください。 市区町村によっては、添付書類として児童相談所からの意見書が必要になる場合があります。
転校手続き	住民票の異動を終えると、こどもの通う学校が指定され、入学通知書が発行されますが、県(熊本市)では、児童相談所の担当者が新旧の小・中学校との連絡調整及び手続きを行います。 なお、学校の見学や、こどもの転入学に必要な制服や物品の購入などは、新しい学校から説明を受けて、準備を進めてください。

なお、療育が必要なこどもが委託される場合は、各市区町村で受給者証の申請が必要になります。利用にあたっては、児童相談所と協議のうえ、各市区町村の障がい福祉窓口に申請を行ってください。

③ こども名義の通帳作成の手続き

児童手当を管理するための通帳を作成します。必要な書類は、金融機関やこどもの状況により変わる場合がありますが、一般的には、「措置決定通知書」「里親委託証明書」、本人確認書類(こどもと里親)、こどもの印鑑等です。

※施設等からの措置変更の場合は、通帳が引き継がれる場合があります。既に通帳を持っているこどもの場合、作成は不要です。

(2) 里親委託時の書類

里親にこどもが委託されると、児童相談所から下表の書類の中からこどもの状況に応じて必要なものを個人ファイルとしてお渡しします。

委託時の書類	内容・事務手続き
措置決定通知書 里親委託証明書	里親委託が決定したことを証明する書類です。今後、様々な手続きに必要な場合がありますので、大切に保管をしておいてください。
児童票	こどもが里親委託に至るまでの経緯や、実家族の状況などが記載されています。
健康診断書 心理診断書	児童相談所が一時保護中に実施した健康診断、発達検査の結果等です。
自立支援計画	児童相談所が策定する、児童の自立に向けた長期的な目標、当面の課題、児童の養育、実親との交流、方針等が示された計画です。
健康保険証 マイナンバーカード	実親が加入している健康保険で発行されたこども用のもので「家族(被扶養者)」と記載されています。 ※健康保険証:資格情報のお知らせ又は資格確認書でも可 ※マイナンバーカード:マイナ保険証に利用登録している場合
受診券	保険診療(調剤)に係る自己負担額を公費負担するために児童相談所から発行されるもので、医療機関等を受診した際に健康保険証等と一緒に提示します。 ※実親が健康保険に未加入の場合は、この受診券のみの提示となり、全額公費負担になります。
転出証明書	こどもの現住所から里親宅の市町村に住所を移す場合に発行されます。(同じ市町村内での転居の場合は不要) 委託決定日が転入日となり、14 日以内に里親の住所がある市町村に届出を行う必要があります。
在学証明書 教科書給与証明書	こどもが小・中学校へ通学していて、転校を要する場合は、転出校が発行した各証明書を転入校へ提出します。転入届を提出した際に発行される転入学通知書も一緒に提出してください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	こどもが身体的、知的もしくは精神的な障がい有し、認定されている場合に発行されている手帳です。
母子健康手帳 (親子健康手帳)	妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの記録、予防接種の接種状況等を記録した手帳です。
予防接種の同意書	こどもが予防接種を受けるため、実親が同意していることを確認する書類です。
通帳(こども名義) 印鑑	児童手当を管理するための通帳・印鑑です。新たに作成が必要ですが、こどもによっては施設から引き継がれる場合もあります。
委託費関係 書類一式	里親委託費に関する詳しい内容の書類です。委託費一覧表や、各種証明書様式など費用の申請に関する書類一式です。
こどもの権利ノート	こどもの権利についての冊子です。こどもと定期的に内容を確認してください。
事務処理要領	入退院届け、事故報告書等があります。こどもの状況に応じて児童相談所へ提出してください。

このような委託関係書類一覧を綴った専用のファイルを双方で確認後、受け渡しのサインをしていただきます。児童の個人情報が含まれた重要な書類となりますので、委託児童の目に触れない場所に保管し、外部に持ち出すことがないよう各家庭で大切に管理をお願いします。

(3) 養育計画と定期訪問等

① 自立支援計画・里親支援計画

こどもを委託後、児童相談所は「自立支援計画(児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画)」を作成します。これをもとに、里親支援センターが「里親支援計画(養育が円滑に進むように関係機関の役割分担を示した計画)」を作成し、児童相談所や里親、里親支援専門相談員とも情報を共有します

② 委託後の定期家庭訪問

里親支援センター職員と地区担当の里親支援専門相談員を中心に家庭訪問を行います(訪問は下記の定期訪問以外にも必要に応じて行います)。

委託直後の2か月間	2週間に1回
委託後 2 か月から半年までの間	1か月に1回
それ以降	2か月に1回

③ 養育状況報告書

こどもを養育中の里親には、年度初めに、委託中のこどもの養育状況について「養育状況報告書」の提出をお願いしています。「養育状況報告書」の書式は、児童相談所が提出時期に合わせて送付します。

④ 里親応援ミーティング(関係者会議)

こどもが里親宅に委託される前に、里親と関係機関が集まり、顔合わせやこどもについての情報共有のためのミーティングを行います。養育を行う里親の紹介を含め、委託されたこどもが、地域で安心・安全に暮らしていくために関係機関が担う役割などを話し合います。

※関係機関とは、児童相談所、里親支援センター、里親支援専門相談員、市区町村担当職員、学校・保育園(年齢による)などです。

※里親応援ミーティングは、委託後も必要に応じて開催します。

(4) 里親ができること、できないこと

里親は、委託を受けたこどもに対して、監護、教育等に関して、その児童の福祉のために必要な措置をとる権限がありますが、親権者、未成年後見人の同意が必要となることがあります。この権限は、あくまでもこどもの幸せや成長のために配慮するという責任を伴った権限です。

里親の権限のうち、特に問題となるものを次頁にまとめて記載しています。それ以外の事柄であっても、児童相談所に相談をしていただく必要があります。

【里親の権限の範囲】

○＝可能、△＝場合によっては可能、×＝不可

医療	受診	○	内科、外科などへの受診(風邪、軽いケガ等)
	手術	△	基本的には、親権者の同意が必要。ただし、緊急を要する場合は、親権者の意思が確認できない場合でも、里親の権限で医療行為を受けさせることができる(程度や緊急性については、児童相談所に相談してください)。
	歯科治療	△	健診は可能だが、麻酔や抜歯などは、親権者の同意が必要。
	予防接種	△	里親委託前に児童相談所が親権者から同意を得て、里親に書面を交付していれば可能。
	精神科受診	△	里親だけで判断せず、事前に児童相談所に相談してください。定期受診の場合も、薬の処方や治療方針が変更される場合は、児童相談所に速やかに報告をお願いします。
	精神科入院	×	児童相談所に相談してください。
教育	特別支援学校への入学	△	里親だけで判断せず、児童相談所や関係機関に相談してください。
	高校、専門学校、大学への入学	△	親権者の意向、こどもの意向等の調整が必要です。里親だけで判断せず、児童相談所や関係機関に相談してください。
その他	通帳作成	○	里親委託証明書と里親の本人確認書類(運転免許証など)で作成できます。金融機関によって必要書類が変わるため、事前に確認してください。
	パスポート申請	○	里親委託証明書、事情説明書などがあれば可能。
	アルバイトの承諾	△	アルバイト先が、親権者の承諾不要又は里親の承諾でもよいと定めていれば可能。
	スマートフォン	△	契約をするためには親権者の同意が必要ですが、携帯電話会社によっては、里親の同意のみで契約をすることも可能。

(5) こどものけがや病気、事故等

① 受診券制度について

こどものけがや病気医療機関を受診するときは、児童福祉法により医療費の自己負担分は公費で支払われます。県(熊本市)では、保険診療にかかった自己負担分について、県(熊本市)が各医療機関に対し直接支払う「受診券制度」をとっています。そのため、病院、診療所又は薬局での現金による清算は、原則として不要ですが、お薬代などの支払いが発生することがあります。

※受診券は県外でも使用することができます。

○医療機関にかかる場合は、次の書類を窓口で提示してください。

・受診券…必ずお持ちください。

・健康保険証…こどもによって実親の健康保険への加入状況は様々です。国民健康保険の場合は、マイナンバーカード 有効期限を確認しておきましょう。実親の事情により、健康保険証を持っていないこどもの場合は、受診券で全額負担することになりますので、医療機関に提出するのは受診券のみとなります。

※健康保険証:資格情報のお知らせ又は資格確認書でも可

※マイナンバーカード:マイナ保険証に利用登録している場合

※夜間、休日、救急外来の場合、仮払いを求められることがあります。その場合は、後日医療機関での清算手続きが必要になります。

※受診券による診療を病院から断られた場合又は不明な点がある場合は、児童相談所まで連絡してください。

○保険診療以外にかかった費用は、実費請求できるとしているもの(参照:里親委託費の手引き)を除き、一般生活費等で対応していただくことになりますが、事前に児童相談所に相談してください。

例)差額ベッド代、個室使用料等、歯科の自由矯正費用、検査に伴う諸費用、健康診断(高校等の実習で必ず受ける必要がある場合を除く)、診断書発行費用等

② 乳幼児健診や予防接種

里親委託中の乳幼児健診や予防接種は、里親が担うことになります。母子(親子)健康手帳は、児童相談所から渡されますので、内容を確認してください。

※母子(親子)健康手帳を持っていないこどもの場合、再発行が必要となり、手元に届くまでに時間がかかることもあります。また、予防接種の履歴については、児童相談所に確認を求めてください。

※予防接種時には、親権者の同意書等が必要になります。予防接種のスケジュールは、かかりつけの病院と相談しながら進めてください。

③ 入院や事故にあったとき

実親等に報告する必要がありますので、児童相談所に速やかに連絡し、報告書を提出してください。里親の責任が問われ、賠償責任を負う場合、里親賠償責任保険が利用できることがありますので、児童相談所又は里親会に問い合わせてください。

(6) レスパイト・ケアの利用

冠婚葬祭・疾病等により、一時的に休息が必要な場合は、レスパイト・ケアを利用することができます。県(熊本市)が里親支援の一環として、レスパイト・ケアを必要とする里親が養育しているこどもを、施設又は別の里親に一時預かりを依頼します。申請書の提出や、預け先等の調整がありますので、まずは、児童相談所、里親支援センター又は里親支援専門相談員に相談してください。

利用の手順

- ① 里親の希望する日程、預け先(施設又は里親)等の相談
- ② 児童相談所に申請書を提出
- ③ 里親支援センターや里親支援専門相談員がこどもの預け先との調整
- ④ 預け先が決まったら、状況により、実施前に顔合わせや交流を行い、こどもの最近の生活状況や預けるのに必要な情報を提供します。
- ⑤ レスパイト・ケアを実施
※急遽、レスパイト・ケアを実施する場合は、交流の時間が取れない場合もありますが、通常は、こどもと委託先の施設や里親との交流を行い、こどもの不安が少しでも解消されるよう配慮しています。

5 養育期間中の経費

(1) 里親委託費

こどもが委託されると、児童相談所から里親へこどもを養育するうえで必要な費用が支給されます。この費用には、里親手当や一般生活費などの毎月固定で支給される費用と学校関係の費用や医療費などの里親からの請求によって支給される費用があります。

里親委託費は毎年改定があり、金額等が変わる可能性もあります。詳しくは、添付している「里親委託費の手引き」を確認し、請求が必要な費用は、児童相談所に必要書類を提出してください。

(2) 確定申告

里親及びファミリーホーム事業者への措置費(施設を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費・教育費など、児童の養育に必要な費用)等が課税対象になりますので、確定申告に係わる具体的な手続きについては、直接最寄りの税務署にお問い合わせください。

(3) 扶養控除

里親委託中は、実親が対象のこどもを自身の扶養親族として申請していない場合は、里親が扶養控除の対象として申告することが出来ますので、事前に児童相談所に相談してください。

申告はこどもの本名で行い、続柄は「里子」とします。所得税の確定申告や年末調整は、12月31日時点の現況により行います。

なお、申告の際は、措置決定通知書又は里親委託証明書が必要です。

○児童手当や給付金の管理

こどもが委託されている場合、原則として里親に児童手当が支給されます。

児童手当として受けた金銭は、他の財産と区別して管理してください。原則として、こども名義の児童手当専用の口座を開設し、里親の口座からこどもの口座へ入金する必要があります。また、定期的に児童相談所が残高確認を行いますので、ご協力をお願いします。

児童手当を使用すべきと思われる事象が発生した場合でも、通帳から引き出す前に、児童相談所に相談してください。

6 特別養子縁組の手続き

(1) 特別養子縁組を進めるために

特別養子縁組対象のこどもを里親に委託後、概ね6か月が経過時点で、特別養子縁組の申し立てを行うことができます。15歳未満又は15歳に達する前から里親が引き続き養育している18歳未満の児童は、特別養子縁組が可能です(ただし、審判時にこどもが15歳に達している場合は、こどもの同意が必要)。

申し立てまでの期間は、里親、こども双方にとって、将来を決定する大事な時期です。心配ごとや悩みは、児童相談所又は里親支援センターに相談してください。

【家庭裁判所の審判(令和2年民法改正後の手続き)】

特別養子縁組は裁判所の判断に基づいて審判されますが、その手続きは次のとおりです。

ア 特別養子縁組は、次の二段階の審判で成立します。

- ① 特別養子適格の確認の審判 →
 - ・家庭裁判所が、実父母による養育状況及び実父母の同意の有無等を確認後、特別養子縁組が望ましいと判断する審判です。
 - ・審判後、2週間以内に実父母が同意を撤回しなければ、審判が決定します。

令和2年の民法改正で児童相談所長も申し立てができるようになりました。
- ② 特別養子縁組の成立の審判 →
 - ・試験養育期間を経て、里親とこどもの親子関係を判断する審判です。家庭裁判所の家庭訪問があります。
 - ・ここでの調査は、主に養育能力、養親子の関係性に重きが置かれます。

「実親」は関与しないため、同意が撤回されることはありません。

イ 委託費や受診券

- ・当初より特別養子縁組前提の養子縁組里親として受託された場合、里親手当の支給はなく、生活費等の費用のみの支給となります。また、養育里親として受託後、縁組可能となり、養子縁組里親としての委託に切り替わった場合、里親手当が翌月から支給されなくなります。
- ・家庭裁判所での審判が確定し、特別養子縁組が成立した場合、当月分の里親手当は満額支給、一般生活費は日割支給となります。確定日は委託解除の日となり、措置費の支払いが終了します。

(2) 特別養子縁組が成立したら

① 市町村への届出

- ・戸籍

審判書と家庭裁判所が発行する審判確定証明書等を添えて、特別養子縁組届を市区町村の戸籍係に10日以内に届出が必要です。それに従い、新しい戸籍が作られます。

(必要書類)

- ・家庭裁判所からの審判書、確定証明書
- ・こどもの戸籍謄本(児童相談所で取り寄せ)
- ・養父母の戸籍謄本(届出地が本籍地ではない場合のみ必要)

- ・本人確認書類

※お住まいの市区町村により必要書類が変わる場合がありますので、問い合わせ後に届出を行なってください。

(その他)

- ・保育料、乳幼児医療費助成の申請

里親委託期間中は、保育料は免除となりますが、実子となった日から里親の収入によって保育料が発生します。また、乳幼児医療費助成についての申請も必要となります。

② 児童相談所への提出、受診券等の返還

- ・新戸籍の提出

市区町村で新しい戸籍ができるまで数日から数週間かかります。

- ・受診券、実親の保険証及び個人ファイルの返還

健康保険は縁組成立日から里親の健康保険に加入が必要です。扶養に入る予定を事前に職場に申請してください。縁組成立日から加入できない場合は、国民健康保険への加入をお願いします。

③ 親子関係と戸籍

新しい戸籍の表示は、里親の嫡出子となりますので、「長男」や「長女」などと記載され、父母欄には里親のみの名前が記載されます。ただし、特別養子縁組であるという事実が分かるような記載があり、こどもが自分のルーツを知りたいと思ったときに辿ることができるような手立てが考えられています。

こどもが成長していくなかで、自分の生い立ちや家族について知りたいと思う時期には、実親についての情報をどのように伝えるか、縁組成立後も夫婦で話し合っていく必要があります。

7 委託解除と措置延長

(1) 委託解除等

① 委託解除

特別養子縁組の確定日、18歳到達日、就職・進学日又は家庭引き取り日をもって里親委託は解除となります。この場合、児童相談所から「入所等措置解除通知書」が送付されます。また、里親側からは、委託時に渡された個人ファイル(P5参照)を児童相談所に返還する必要があります。

② 措置延長

里親家庭に委託されたこどもは、満18歳を迎えると措置解除になります。その後、就職や進学をしても里親家庭を出て自立することは容易ではありません。

そのため、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、こども本人の意向と親権者の同意があれば、措置延長が必要なこどもに対して里親の監護のもと、最大20歳まで措置延長ができることになりました。

措置延長が必要な場合は、早めに児童相談所へ相談してください。

例) 進学や就職をしたが、生活の不安定、障がいや疾病等により進学や就職が定まらないなど

(2) こどもの自立支援

措置解除後も、こどもを支援する様々な制度があります。進学、就職、福祉就労などこどもの進路によって対象となる制度が違いますので、措置解除前に児童相談所、関係機関とどのような支援制度が必要なのか、こどもの意見を取り入れながら話し合っ決めていくことが大切です。詳しくは、児童相談所、里親支援センター又は里親支援専門相談員へお問い合わせください。

例) 各種奨学金、就学支援金、社会的養護自立支援事業、児童自立生活援助事業、身元保証人確保対策事業、自立支援資金貸付など

8 被措置児童虐待

社会的養護の里親や施設等では、体罰は禁止されており、身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、必要な世話をしない等のネグレクト、セクシャルハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。

しかし、残念なことに、一部に不適切な事例があることから、里親や施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県等が児童本人からの届出や周囲の人からの通告を受けて、調査等の対応を行う制度が法定化されています。

県(熊本市)では、被措置児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、必要に応じて児童の一時保護を行うなど、児童の安全を確保したうえで、里親や施設等への調査を行い、調査結果をもとに指導等を行っています。

なお、被措置児童虐待として認定された場合は、里親の欠格条項に該当するため、里親及び同居者の里親資格が取り消しとなります。

9 関係機関

里親養育はチーム養育です。委託されたこどもに関する悩みや困りごとなど、里親だけで抱え込むことなく、関係機関と連携・協働していくことが不可欠です。お気軽にご相談ください。

(令和7年4月1日時点)

	機関名	住所	電話
	県子ども家庭福祉課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1	096-333-2228
里親支援センター	(中央して相談所管轄) 養育家庭支援センター きらきら	〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目14-1	096-383-8100 080-4735-2985
	(八代児童相談所管轄) 県南里親支援センター ゆうり	〒866-0811 八代市西片町2132-11	0965-62-8998
	(熊本市児童相談所管轄) 熊本市里親支援センター アグリ	〒860-0811 熊本市中央区本荘2丁目3-8	096-227-6892
児童相談所	熊本県中央児童相談所	〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3番3号	096-381-4451
	熊本県八代児童相談所	〒866-0811 八代市西片町1660	0965-32-4426
	熊本市児童相談所	〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-50	096-366-8181
児童養護施設	シオン園	〒864-0041 荒尾市荒尾4110	0968-62-0428
	熊本天使園	〒861-1102 合志市須屋2986-1	096-242-0420
	広安愛児園	〒861-2234 上益城郡益城町古閑73	096-368-2015
	愛隣園	〒861-0551 山鹿市津留1910番地1	0968-43-2773
	みどり園	〒869-3601 上天草市大矢野町登立4488-2	0964-56-0017
	八代ナザレ園	〒866-0826 八代市竹原町1447	0965-32-2926
	光明童園	〒867-0021 水俣市平町1-3-3	0966-63-2074
	湯出光明童園	〒867-0025 水俣市湯出1575	0966-68-0024
	慈愛園子供ホーム	〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目14-1	096-383-3509
	菊水学園	〒862-0970 熊本市中央区渡鹿5-9-12	096-364-0811
	藤崎台童園	〒860-0007 熊本市中央区古京町3-5	096-352-5063
	龍山学苑	〒861-8006 熊本市北区龍田6-3-60	096-338-0845
乳児院	慈愛園乳児ホーム	〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目14-1	096-383-5100
	熊本乳児院	〒860-0811 熊本市中央区本荘2丁目3番8号	096-371-1396
	八代乳児院	〒866-0001 八代市郡築十二番町71番地2	0965-37-2227
熊本県里親会		〒861-2101 熊本市東区桜木5-9-102 NPO 法人優里の会内	096-201-4295
熊本市里親会		〒861-2101 熊本市東区桜木5-9-102 NPO 法人優里の会内	096-201-4295
熊本県ファミリーホーム協議会		〒861-8031 熊本市東区戸島町1177-3	096-380-4666

	機関名	住所	電話
児童 家庭 支援 セン ター 	キッズ・ケア・センター	〒864-0041 荒尾市荒尾 4110	0968-62-0222
	ふ わ り	〒869-2225 阿蘇市黒川 1506-1	080-8572-8134
	オ リ ー ブ の 木	〒867-0021 水俣市平町 2 丁目 25-1	0966-83-9412
	虹	〒863-0006 天草市本町下河内 680	0969-66-9022
	ぽ ぴ ん ず	〒869-0551 宇城市不知火町御領 35 番地 2-2	0964-42-9143
	と ら 太	〒866-0805 八代市宮地町 1875-1	0965-80-7700
	ゆ か り の 木	〒868-0502 球磨郡多良木町黒肥地 6625-38	0966-42-6657
	ア グ リ	〒860-0811 熊本市中央区本荘 2 丁目 3-8	096-227-6824